学士課程(医歯学系)出願資格個別審査に関する取扱要領

2024年 12月5日 入学者選抜委員会承認

本学(医歯学系)における出願資格認定個別審査に関する取扱いについて、次のとおり定める。

1. 個別審査の申請を行うことができる者

学校教育法施行規則第150条第6号及び第7号に該当する者で、本学(医歯学系)に入学する意志があり、本学(医歯学系)に入学するための個別審査を希望する者。

2. 申請受付期間及びその公表

毎年度、入学試験時期を勘案して決定することとし、当該年度の「入学者選抜要項」に掲載、公表する。あわせて大学のホームページ上に公表する。

3. 個別審査方法

本学(医歯学系)の指定する申請書類(別紙1-1、1-2)及びその添付書類として、高等学校課程に相当する課程等における学習暦を証明する書類※により行う。

なお、審査の要件として、高等学校相当の学習暦3年以上、学習暦の内容が「高等学校学習指導要領」に準じると認められることを要する。

※学習暦を証明する書類:出身(在学)学校の学則、成績証明書等

4. 個別審査の決定通知

- (1) 本学(医歯学系)の定める様式(別紙2-1、2-2)により申請者本人に通知する。
- (2) 認定通知を受理した者は、本学(医歯学系)に出願する際、認定通知の写1部を出願書類と して提出する。

5. 申請先

T113-8510

東京都文京区湯島1-5-45

東京科学大学 教育推進部入試課 湯島学部入試第2グループ

Tel 0 3 - 5 8 0 3 - 5 0 8 4

6. 申請方法

速達書留郵便 (「出願資格認定申請書類在中」と明記すること。) によることとし、返信用封筒 (申請者の宛先を明記し、速達書留による返信用切手を貼付けのこと。) を同封すること。

7. その他

個別審査の時点において学習暦が修了(又は修得)見込等である者が、認定を受け本学(医歯学系)の選抜試験に合格し、本学(医歯学系)に入学する場合には、改めて必要な書類の提出を求める。

附則

- この取扱要領は、平成22年7月23日から施行する。 附 則(平成28年7月21日入学試験委員会承認)
- この取扱要領は、平成28年7月21日から施行する。
 - 附 則(2020年7月30日入学試験委員会承認)
- この取扱要領は、2020年7月30日から施行する。

 附 則(2021年7月19日入学試験委員会承認)
- この取扱要領は、2021年7月19日から施行する。
 - 附 則(2022年7月26日入学試験委員会承認)
- この取扱要領は、2022年7月26日から施行する。
 - 附 則(2024年12月5日入学者選抜委員会承認)
- この取扱要領は、2024年12月5日から施行し、2024年10月1日から適用する。